諮問実施機関：滋賀県公安委員会
諮　　問　　日：令和２年 10 月 15 日（諮問(情)第 17 号）
答　　申　　日：令和４年２月 28 日（答申(情)第 13 号）
内　　容：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○元取調官に対して行った聞き取り調査等に関する資料一式」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答　　申

第１　審議会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、本答申別表１に掲げる部分を公開すべきである。

第２　審査請求に至る経過

１　公文書公開請求

令和２年４月 30 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○元取調官に対して行った聞き取り調査等に関する資料一式

２　実施機関の決定

令和２年６月 10 日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象公文書を特定の上、滋刑企甲発第 S0244 号(以下「本件処分通知」という。)により、本答申別表２記載の公文書の公開をしない部分欄の情報を同表公文書の公開をしない理由欄記載の理由により非公開として、条例第 10 条第１項の規定に基づき、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

（特定した公文書）
(1) 警察庁への報告について(○○○○○○○)(決裁日○○年○月○日のもの)(以下「本件文書１」という。)
(2) ○○年○月○日付報告書(以下「本件文書２」という。)
(3) ○○年○月○日付報告書(以下「本件文書３」という。)

(4) 警察庁刑事企画課への報告について(決裁日○○年○月○日のもの)(以下「本件文書4」という。)

(5) 事実対比表(○○○○○○に関係するもの)(以下「本件文書５」という。)

(6) 事実対比表・○○○○○○○に関係するもの)(以下「本件文書６」という。)

3 審査請求

令和２年７月 15 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第２条の規定に基づき、滋賀県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件一部公開決定を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は滋賀県内で○○○○○○○○○○○○○である。審査請求人の公文書公開請求に対し、実施機関は以下の(１)～(６)の文書６件を特定し、一部公開決定を行った。審査請求人は、以下の公開を求める。

(1) 警察庁への報告書について(○○○○○○○○)

回議書の担当欄の内線電話番号について、公開を求める。内線電話番号は公共機関としての公の情報であり、ことさらにこれを非公開とする理由はない。実施機関が主張するように業務の妨害につながるとすることには、具体性がなく、理由がない。情報公開をすることで、妨害につながるとする説明には論理の飛躍がある。よって、実施機関の主張には理由がない。

回議書の決裁枠の課員欄の印影について、公開を求める。実施機関は警部補または同相当以下の職員の氏名を慣行として公にしていないとしているが、これには理由がない。警察官は公共機関の職員である以上、公人とされるのが常識である。県警内部の慣行のために、それらの職員の名前を非公開としてよい理由にはならない。よって、実施機関の主張には甚だしい失当がある。

○○年○月○日付報告書の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の確認結果についての記載内容に関して、○○○○○○○○○○○○○○、種別の公開を求める。枚数を公開しない理由として、実施機関は個人の権利利益を害するとしているが、数字のみを示す枚数には個人を特定する情報は含まれないため、失当である。そもそも、○○○○はあってはならないものである。審査請求人の理解では、刑事訴訟法は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○存在すること自体が手続として不適切

である。○○○○内容などによって、○○○○○○を選別すること自体が○○○○○○○○違法なのである。実施機関が主張するように将来の捜査に支障を生じることを理由に非公開とすべきではない。むしろ、実施機関が主張するように公共の安全と秩序の維持の大目的のためには、実施機関が行った違法手続に関しては公にすることが大前提となる。公共の安全と秩序の維持を謳いながら、自らの不正行為を隠蔽する実施機関の行いは合理性を前提とすべき行政機関として、合理性がないばかりか、一般社会における倫理性を兼ね備えているとは言えない。よって、実施機関の主張には理由がない。

本事件は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○であり、このことの真相解明は国家の一大事であると考える。ここで開示が求められている資料の公開は、これらの真相解明のために重要な寄与を果たすものであり、公にする際のこれらの効果を鑑みれば、処分庁が訴えている今後、事件関係者が素直に供述しなくなることへの影響などは、微々たるものというべきである。よって、処分庁の主張が失当であることは明らかである。

処分庁は、調査担当者が評価に対する誹謗中傷をおそれる旨などを主張しているが、主張には具体性がない。また、処分庁が指摘する調査担当者は、前提として、反響にも恐れずに公平・中立・公正な調査を行うことが職務として求められているのであって、調査担当者が恐れを持つ可能性があるからといって、県警当局がこれを世間に対して覆い隠す具体的な理由があるとは認められない。処分庁は今後、ほかの事案で聴取を受ける担当者も、反響などを恐れ、当事者が率直な供述を躊躇しなどと述べているが、これも具体性がない。県警が内部での不祥事などに関して、当事者が率直な供述をするようにするためには、調査を行う者と、調査を受ける当事者との間の信頼関係であるとか、調査の方法など、別の多岐にわたる要因にも依存しているのであって、本件で問題となっている○○○○○○○○○○○○○○が公になるかどうかは、今後、県警が行う内部調査に直接的に、現実的、決定的な影響を与えるものではない。

また、本事件は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○であり、○○○○○○○○の再発防止には強い公益上の必要が要請されている。○○○○○県警の捜査手法は、○○○○○○○に向けてその核心ともいうべき事項であって、条例第８条の規定に照らし合わせると、公開すべき事項に当たると考えられる。

また、処分庁による、今後の捜査に影響するとの指摘には、具体性がない。また、○○○○○○、本件の検証は公益上の必要が大変強いことを鑑みると、それらの影響はたとえ存在するとしても、その影響はあまりに微小なものであって、相当とはいえず、非公開とすることの理由にはならない。

３の確認結果の記載内容について、公開を求める。審査請求人の理解では、刑事訴訟法は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○存在すること自体が手続として不適切である。実施機関が主張するように、公共の安全と秩序の維持の目的のためには、まずもってこの○○○○不適切性を公共的な問題として公にした上で、

適切化することが最低限必要である。実施機関が主張するように捜査に支障を生じるなどという理由で非公開とすることは本末転倒であり、不適切である。よって、実施機関の主張は認められるべきではない。

○○○○○○記載内容について、すべての公開を求める。審査請求人の理解では、刑事訴訟法は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○存在すること自体が手続として不適切である。実施機関が主張するように、公共の安全と秩序の維持の目的のためには、まずもって○○○○○○不適切性を公共的な問題として公にした上で、適切化することが最低限必要である。実施機関が主張するように捜査に支障を生じるなどという理由で非公開とすることは本末転倒であり、不適切である。よって、実施機関の主張には説得力が無い。

(2) ○○年○月○日付報告書について

１の聴取相手の記載内容について、すべての公開を求める。警察官はそもそも、氏名を公表した上で捜査を行っている。情報公開手続においてのみ、非公開とされる理由はない。また、押印などにおいて、刑事部長ら幹部の名字は公開されている。一方で、聴取相手の名前のみが非公開となる理由はない。実施機関は職員または家族に危害が及ぶおそれとしているが、情報公開請求でこの情報を公にすることで、危険などが及ぶおそれがあるとするのは論理の飛躍があるほか、具体性がなく失当である。よって、実施機関の主張には理由がない。

２の○○○○○○○理由の記載内容について、すべての公開を求める。実施機関は特定の個人を識別することができる情報としているが、これが仮に職員のことを指すのであれば、これは職員が個人としてではなく、公務員である警察官として、公人として行ったことなのであって、個人の保護には該当せず、合理性がない。審査請求人の理解では、刑事訴訟法は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○存在すること自体が手続として不適切である。実施機関は将来の捜査に支障を及ぼすことを非公開の理由としているが、将来の手続のために、過去の不適切行為に関する説明を非公開にすることには理由がない。また、同じく実施機関は非公開理由として、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、具体性がなく、根拠がない。よって、実施機関の主張には理由がない。

処分庁が指摘する調査担当者は、前提として、反響にも恐れずに公平・中立・公正な調査を行うことが職務として求められているのであって、調査担当者がおそれを持つ可能性があるからといって、県警当局がこれを世間に対して覆い隠す具体的な理由があるとは認められない。県警が内部での不祥事などに関して、当事者が率直な供述をするようにするためには、調査を行う者と調査を受ける当事者との間の信頼関係であるとか、調査の方法など別の多岐にわたる要因にも依存している。今後、県警が行う内部調査に直接的に、現実的、また決定的な影響を与えるものではない。

３のその他の記載内容について、すべての公開を求める。実施機関は業務の適切な遂行

に支障を及ぼすとしているが、その理由に具体性がなく、根拠がない。

(3) ○○年○月○日付報告書について

１の聴取相手の記載内容について、すべての公開を求める。警察官はそもそも、氏名を公表した上で捜査を行っている。情報公開手続においてのみ、非公開とされる理由はない。また、押印などにおいて、刑事部長ら幹部の名字は公開されている。一方で、聴取相手の名前のみが非公開となる理由はない。実施機関は職員または家族に危害が及ぶおそれとしているが、具体性がなく失当である。よって、実施機関の主張には理由がない

２の調査結果の記載内容について、すべての公開を求める。審査請求人の理解では○○○○○○では、○○○○○○○○○○○○○○○自体が不適切とされた。実施機関が主張するように、公共の安全と秩序の維持の目的のためには、まずもってこの捜査の不適切性を公共的な問題として公にした上で、適切化することが重要である。実施機関が主張するように捜査に支障を生じるなどという理由で、非公開とすることは本末転倒である。

よって、実施機関の主張は理由がない

別添資料の一部について、すべての公開を求める。非公開の理由として、実施機関は適用除外とされている情報であるためとしているが、説明不足であって、理由になっていない。よって、実施機関の主張には理由がない。

○○○○○○○捜査体制表の記載内容について、すべての公開を求める。実施機関は特定の個人を識別することができる情報としているが、これが仮に職員のことを指すのであれば、これは職員が個人としてではなく、公務員である警察官として、公人として行ったことなのであって、個人の保護には該当せず、合理性がない。また、実施機関は捜査活動が妨害されるなどを非公開の理由としているが、具体性がない。よって、実施機関の主張には理由がない。

○○○○○○捜査時系列の記載内容について、すべての公開を求める。実施機関は、特定の個人を識別することができる情報としているが、これが仮に職員のことを指すのであれば、これは職員が個人としてではなく、公務員である警察官として、公人として行ったことなのであって、個人の保護には該当せず、合理性がない。また、実施機関は捜査活動が妨害されるなどを非公開の理由としているが、具体性がない。よって、実施機関の主張には理由がない。

○○○○○○の記載内容について、すべての公開を求める。実施機関は特定の個人を識別することができる情報としているが、これが仮に職員のことを指すのであれば、これは職員が個人としてではなく、公務員である警察官として、公人として行ったことなのであって、個人の保護には該当せず、合理性がない。また、実施機関は捜査活動が妨害されるなどを非公開の理由としているが、具体性がない。よって、実施機関の主張には理由がない。

(4) 警察庁刑事企画課への報告について

捜査担当者一覧表について、すべての公開を求める。実施機関は特定の個人を識別する

ことができる情報としているが、これが仮に職員のことを指すのであれば、これは職員が個人としてではなく、公務員である警察官として、公人として行ったことなのであって、個人の保護には該当せず、合理性がない。また、実施機関は家族に危害が及ぶ、業務の適切な遂行に支障を及ぼすなどを非公開の理由としているが、具体性がない。よって、実施機関の主張には理由がない。

その他と書き出しの文書の調査結果欄７行目から10行目について、公開を求める。実施機関は特定の個人を識別することができる情報としているが、非公開とされている情報は氏名を超えた範囲に及んでいる。氏名を除く他の情報を公開しない理由にならない。また、実施機関は捜査活動が妨害されるなどを非公開の理由としているが、具体性がなく失当である。実施機関の主張は見当外れである。

事実対比表の記載内容について、すべての公開を求める。実施機関は捜査活動が妨害されるなどを非公開の理由としているが、具体性がなく失当である。よって、実施機関の主張には理由がない

(5) 事実対比表について

すべての公開を求める。実施機関は捜査活動が妨害されるなどを非公開の理由としているが、具体性がない。〇〇〇〇〇〇関する県警側の評価内容は、今後の捜査と直接的に関連がないため、実施機関の主張には根拠がない。よって、実施機関の主張には理由がない。

処分庁はこれらを公開することにより、犯罪を企図する者などにより、対抗措置などが講じられる旨を主張しているが、具体性と直接性、さらには現実性がなく、失当である。

(6) 事実対比表・〇〇〇〇〇〇〇〇関係するもの)について

すべての公開を求める。実施機関は捜査活動が妨害されるなどを非公開の理由としているが、具体性がなく、説得力に欠ける。〇〇〇〇〇〇関する県警側の評価内容は、今後の捜査と直接的に関連がないため、実施機関の主張には根拠がない。よって、実施機関の主張には理由がない。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

１　実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

２　非公開理由について

実施機関は各文書の非公開部分について、複数の非公開理由の条項に該当すると主張しているが、後述する第５の審議会の判断理由に関する部分を中心に記載することとする。

(1) 警察庁への報告書(〇〇〇〇〇〇〇〇)(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)について

ア　回議書の担当欄の内線電話番号について

非公開としたものは、警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話として職員に割り当てられた警察電話番号で、公にすることにより、警察に対して反発や

反感を抱いている者による一般回線からの接続による業務の妨害、それによる業務の停滞に繋がるなど、警察電話による正常かつ能率的な運営に影響がおよび、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして条例第６条第６号に該当し非公開としたものである。110 番通報、メールや警察署に対する無言電話等による業務妨害事案も発生しているところであり、さらに、条例第６条第６号に該当し、業務への支障(妨害)があるため非公開とすることは本県情報公開審査会の答申(平成 27 年答申第 79 号)で認められたものである。なお、警察官採用業務および許認可申請業務等の担当者への連絡先として公開しているものが一部存在するものの、それ以外は公開しておらず、当該内線電話番号は従前から公開していないことから、審査請求人が主張するような公の情報ではない。

イ　回議書の決裁枠の課員欄の印影について

非公開としたのは○○○○○○階級にある職員の印影で、これは特定の個人を識別することができる情報である。滋賀県警察では警部補または同相当職以下の職員の氏名を慣行として公にしておらず、その他の条例第６条第１号ただし書に規定する情報にも該当しないことから非公開としたものである。

なお、警部補および同相当職以下の職員の氏名は、従来から、滋賀県職員名簿においても公表しておらず、また、報道機関に対する人事異動情報としても公表していない、つまり、慣行として公にしていないことからも非公開とすることは、本県情報公開審査会の答申(平成 17 年答申第 24 号)、その他、国や他府県における答申でも認められたものである。

ウ　○○年○月○日付報告書の１の○○○○○○○○○○○等、２の○○○○○○○○○○○○○○○○○記載内容について

(ｱ) 条例第６条第１号該当性

特定個人(当事者)が、当該事件に関して、どのような内容の○○○○○○○したかが分かり、これを公にすることは、○○○○○○○○が識別され、通常知られたくない個人の情報が公表されることになり、当該特定個人(当事者)の名誉等、権利利益を害するものである。条例第６条第１号に規定されているとおり、特定の個人を識別することができるものとは、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含むことから、仮に○○○○○○○○○のみでは特定の個人を識別することができないものであったとしても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。また、非公開とした部分については、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が記載されており、これらについては、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、これらを非公開としてものである。

(ｲ) 条例第６条第３号該当性

事件捜査に関して、どのような場合に○○○○○○○のか、○○○○○○○○○

をどのように評価するのかという判断自体はまさしく犯罪捜査の手法、当該事件の捜査内容であり、○○○○○○○○○の価値をどの程度判断し当該○○○○○価値を補強等するためにどのような手法をとったか明らかとなる情報である。

これが公になると、今後の事件捜査において、○○○○○○○○○

たものであり、○○○○○○○○○○○○不適切な手続と評価された場合であっても、○○○○○○○に関しては刑事裁判で判断されるものであり、公開非公開の判断とは関係はない。

(2) ○○年○月○日付報告書について

ア　１の聴取相手の記載内容について

特定事件の捜査担当者の氏名等である。当時の捜査に従事した一部の警察職員の氏名については、インターネットやSNS上で、当該警察職員の氏名や公表当時の所属および役職等を名指しした上、誹謗中傷する書き込み等が実際に行われ、それらの書き込みは現在も散見され、その中には家族に言及しているものも存在する。よって、公にすることにより、当該事件の関係者等から当該職員または家族に対して、嫌がらせ等が寄せられ、危害が及ぶおそれがあり、これは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる相当な理由がある。

イ　２の○○○○○○理由の記載内容について

当該事件の特定個人が○○○○○○本人が不利益となる内容を記述したものや動静の内容等であるため、個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。審査請求人は、特定の個人を識別することができる情報としているが、これが仮に職員のことを指すのであれば、これは職員が個人としてではなく、公務員である警察官として、公人として行ったことなのであって、個人の保護には該当せず、合理性がないと主張する。しかしながら、非公開とした部分には、警察職員以外の特定の個人を識別することができる情報であり、また、当該特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている。

ウ　３のその他の記載内容について

事実調査に関して、当時の事件担当者から聴取した内容を調査担当者が総合的に判断・評価し記載したもので、公にすることにより、調査担当者が評価に対する誹謗中傷等をおそれ、具体的かつ率直な評価等の記載を控え、また、今後、聴取を受けた職員も同様に、率直な供述を躊躇する、都合の悪いことを述べないなど、同種の調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、これは業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、事件送致に係る関係機関との協議内容であり、公にすることにより、今後、事件協議や報告に際して、担当者等が具体的な記載を躊躇するなどにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、また、協議の際、担当者が今後の見通しや意見を述べることを差し控え実質的な協議を行えないなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

(3) ○○年○月○日付報告書について

ア　１の聴取相手の記載内容について

上記第４の２の(２)のアのとおり。

イ　２の調査結果の記載内容について

特定個人(当事者)の当時の動静○○○○○○○○情報で、当該個人を識別する情報であるとともに、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

○○○○○適否に関しては刑事裁判で判断されるものであり、また、内容は機微に亘る個人に関する情報でもあるため、条例第８条の公益上の理由には該当しないとともに、同情報は条例第６条第１号ただし書イの規定にも該当しない。

ウ　別添資料の一部について

条例第 32 条に該当する情報として適用除外とした公文書は、当該事件に係る特定個人(当事者)○○○○○○○○○○○○○であり、○○○○○○○○○は、既に検察庁に送致していることから、訴訟に関する書類として適用除外としたものである。審査請求人は説明不足であって、理由になっていない旨主張する。しかしながら、本件公開決定における処分時に、審査請求人に対し、根拠規定およびその理由が記載された決定通知書を提示の後交付し、併せて、その旨を口頭でも説明しており、その際、審査請求人からは更なる理由の説明の求めがなかったものである。

なお、刑事訴訟法第 53 条の２にいう訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、または取得した書類をいうと解すべきである(大阪地裁平成 16 年１月 16 日判決)と判示されており、○○○○○○○○○○は、事件捜査において取得した書類であり、本件情報公開請求時点においては、全て大津地方検察庁に送致されている。

○○○○○○○○○○は、大津地方検察庁に送致された事件記録の写しとして保管されていたものを複写して援用したものであり、その内容については、実質的に○○○○○○○○○○○となんら変わらないものであることから、○○○○と同様に訴訟に関する書類に該当すると認められる。

エ　○○○○○○○捜査体制表の記載内容について

特定事件の捜査体制、捜査手法、事情聴取先、担当捜査員の職・氏名に係る情報であることから、公にすることにより、事件捜査の体制や手法が明らかになり、犯罪を企図する者等があらかじめ関係者に対して事情聴取に応じないよう措置するなど、対抗措置を講じ、捜査活動が妨害されるとともに、事情聴取した参考人等が明らかになると、今後の事件捜査において参考人等からの協力が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報である。

また、慣行として公にしていた警察官の氏名も含まれるが、これは、特定事件の捜査指揮、捜査方針、任務付与等を行う者の職、氏名であり、公にすると今後の事件捜査の体制が明らかになり、犯罪を企図する者等が対抗措置を講じ、捜査活動が妨害されるおそれがあるとともに、特定事件の捜査担当者の氏名等であり、公にすることにより、当該事件の関係者等から当該職員または家族に対して、嫌がらせ等が寄せら

れ、危害が及ぶおそれがあり、これは公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ　○○○○○○○捜査時系列の記載内容について

当該事件の捜査内容や状況が克明に記載されており、これは捜査手法、事情聴取先等に係る情報であることから、公にすることにより、事件捜査手法、捜査の対象者の範囲等が明らかになり、今後の事件捜査において、犯罪を企図する者等が参考人に対する圧力を加えるなどの対抗措置を講じ、捜査活動が妨害されるとともに、事情聴取した参考人等が明らかになると、今後の事件捜査においても参考人等からの協力が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

警察官の氏名については、特定事件の捜査担当者の氏名等であり、公にすることにより、当該職員または家族に対して、嫌がらせ等が寄せられ、危害が及ぶおそれがあり、これは、今後の捜査に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ　○○○○○○記載内容について

上記第４の２の(1)のウのとおり。

(4) 警察庁刑事企画課への報告について(決裁日○○年○月○日のもの)

ア　捜査担当者一覧表について

警察官の職・氏名については、特定事件の捜査担当者の職・氏名であり、公にすることにより、当該職員または家族に対して、誹謗中傷、嫌がらせ等が寄せられ危害がおよび、今後の捜査活動に支障が生じるおそれがあり、これは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

当時、事件捜査に従事した一部の警察職員の氏名については、インターネットやいわゆる SNS 上には現在も、当該警察官の氏名や現在の所属等を名指しした上、誹謗中傷する記事や書き込みが存在し、その家族に言及しているものも実際に存在する。よって、捜査担当者の氏名等を公にすることにより、職員または家族に危害が及ぶおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるため、非公開としたものである。

イ　その他と書き出しの文書の調査結果欄の７行目から 10 行目について

当事者が特定事件に関して○○○○○○○○○○○○○やその際の動静を記載しており、これは、個人の権利利益を害するおそれがある。

条例第６条第１号では、個人に関する情報は、氏名のみではなく、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと規定している。

ウ　事実対比表の記載内容について

(ｱ) 条例第６条第１号該当性

事実対比表には、対象者の○○○○動静が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ｲ) 条例第６条第３号該当性

対象者の○○○○○○重要と判断した部分について簡記し、また、当時、対象者に対してどのような捜査を行っていたのかという捜査内容に係る情報であることから、公にすることにより、今後の事件捜査において、事件当事者や関係者が供述をしない、事実を供述しないなど、その協力が得られなくなるおそれがある。また、どのように捜査したのかという手法等については、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ｳ) 条例第６条第６号該当性

事実調査に関して、調査対象者○○○○○、調査結果、評価等に関する情報であり、公にすることにより、今後、同種の事実調査において当該調査関係者が事実の説明等を躊躇するおそれがあり、また、評価・判断内容が明らかになると、調査を行った者が公開されることを前提にし、誹謗中傷を恐れ、評価や把握した内容を率直に記載しなくなるなど、今後同種の調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、これは、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ　回議書の担当欄の内線電話番号、回議書の決裁枠の課員欄および合議先欄の印影、回議書の合議先欄に記載された警察職員の氏名について

審査請求人は異議を主張していないが、非公開とした理由は第４の２の(1)アおよびイで述べたとおりで、回議書の合議先欄に記載された警察職員の氏名については、警察庁では警部または同相当職以下の職員の氏名は慣行として公にしていないためである。

(5) 事実対比表(○○○○○○○に関係するもの)について

ア　条例第６条第１号該当性

事実対比表には、対象者の○○○○○動静が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

イ　条例第６条第３号該当性

対象者の○○○○うち重要と判断した部分について簡記し、また、当時、対象者に対してどのような捜査を行っていたのかという捜査内容に係る情報であることから、公にすることにより、今後の事件捜査において、事件当事者や関係者が供述をしない、事実を供述しないなど、その協力が得られなくなるおそれがある。また、どのように捜査したのかという手法等については、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査

活動が妨害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、審査請求人は、○○○○○関する県警側の評価内容は、今後の捜査と直接的には関連がないため、実施機関の主張には根拠がない旨主張している。警察は、現時点でも、日々発生する多種多様な事件に対して捜査活動を行っているところであり、捜査活動において捜査手法や参考人等関係者からの供述を得る重要性は全ての事件に共通し、また、同種事件を取り扱うことも十分想定される。よって、今後の捜査等に支障が生じるおそれがある。

ウ　条例第６条第６号該当性

事実調査に関して、調査対象者○○○○○、調査結果、評価等に関する情報であり、公にすることにより、今後、同種の事実調査において当該調査関係者が事実の説明等を躊躇するおそれがあり、また、評価・判断内容が明らかになると、調査を行った者が公開されることを前提にし、誹謗中傷を恐れ、評価や把握した内容を率直に記載しなくなるなど、今後同種の調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、これは、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(6) 事実対比表・○○○○○○○に関係するもの)について

内容が、条例第６条第１号、第３号および第６号に該当する理由および審査請求人の主張に対する反論は第４の２の(4)のウおよび(5)のア、イ、ウで述べたとおりである。

(7) 裁量的公開について

条例第８条には、公益上の理由による裁量的公開規定として、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる旨規定している。裁量的公開に関しては、既に述べているが、以下に再度適用しない旨を述べる。審査請求人の○○○○○○○○○○○違法な行為について捜査の支障を理由として非公開にすることは不合理との主張の趣旨は条例第６条第１号ただし書イまたは条例第８条の規定を適用させるべきともとれるが、事件捜査の○○○○○○は刑事裁判で判断されるものである。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を記載した非常に機微に亘る個人に関する情報である。そのため、条例第６条第１号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当せず、さらに、条例第８条に規定する公益上特に必要があると認めるときにも該当しない。

よって、審査請求人の主張は理由がないと判断する。

さらに、審査請求人は、○○○○○○○○をはじめすべての公文書の公開を求め、実施機関の処分を自らの違法行為を隠蔽する行為と主張するが、○○○○○○○○○○○○○○○○ついては既に送致し、刑事確定訴訟記録法により検察庁において閲覧手続をとるべきもので、隠蔽する行為との指摘は当たらない。

(8) 口頭意見陳述時における追加主張について

その他、実施機関は、原処分以降の状況として、○○としての地位を不当に害するおそれがあることも主張している。

第５　審議会の判断理由

１　基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第１条および第３条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第６条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第６条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

２　本件処分の妥当性について

実施機関は、第２の２で述べた公文書を特定し、本答申別表２の２の公文書の公開をしない部分および理由により、その一部を非公開または条例第 32 条の規定により適用除外となる情報であるとしているが、審査請求人は、このうち第３の２に記載の非公開部分を不服としてその公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る本件処分の妥当性について検討する。

なお、答申を簡明にする観点から、当該非公開部分について非公開とした情報の性質に応じた類型化を行い、ある非公開情報の規定に該当すると判断する場合は他の非公開情報の規定に該当するか否かについては判断しないこととして、整理を行った。

(1) 関連規定

ア　条例第６条第１号

条例第６条第１号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

イ　条例第６条第３号

条例第６条第３号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないことを定めたものである。

また、支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとの規定の趣旨は、それらの情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するのが適当であるとするものである。

ウ　条例第６条第６号

条例第６条第６号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう支障については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、おそれについては、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

エ　条例第８条

条例第８条は、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第６条第４号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開できるとするものである。

これは、実施機関の高度な行政的判断により、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性とを比較衡量し、後者がなお優越すると認める場合には、当該公文書を公開することができるとするものであるが、その公益性の判断に当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質および内容を十分考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならないとされており、と

りわけ、個人に関する情報については慎重な配慮が求められている。

オ　条例第32条

刑事訴訟に関する書類については、刑事訴訟手続の制度において取扱いが定められていることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の制定に伴い、刑事訴訟法に第 53 条の２の規定が設けられ、訴訟に関する書類および押収物については、情報公開法の規定を適用しないとされている。条例第32条は、このことを考慮して、刑事訴訟に関する書類および押収物については本条例を適用しないことにしたものである。

(2) 非公開情報該当性について

ア　滋賀県警察本部の内部情報について

(ｱ) 警察電話の内線電話番号について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書１および本件文書４の回議書の担当欄の内線電話番号について、実施機関は、警察電話の内線番号は従前から公開しておらず、公にすれば、警察業務に対する妨害等がなされることにつながり、その結果、通常業務や突発事案への対応に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

犯罪捜査等を行う警察業務の特殊性を考慮すれば、当該情報が公になった場合に、警察業務の妨害を目的に利用される蓋然性があり、仮にそのような状況となれば、突発事案への対応に支障を来すなど、警察業務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

したがって、警察電話の内線番号は、条例第６条第６号に該当するものであると認められ、非公開とすることが妥当である。

(ｲ) 警察職員の氏名および印影について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書１の回議書の決裁枠の課員の印影、本件文書４の回議書の決裁枠の課員欄合議先の印影およびその他警察職員の氏名の記載がある部分は、条例第６条第１号前段の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。対象の警察職員は警部補または同相当職以下の職員であり、警部補および同相当職以下の職員の氏名は、従来から滋賀県職員名簿および報道機関に対する人事異動情報においても公表しておらず、ただし書アにも該当しないことから、非公開とすることが妥当であると認められる。

イ　捜査対象者に関する情報について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書１の○○年○月○日付報告書の１の○○○○○○○○○○、２の○○○○○○○種別および３の確認結果、本件文書２の２の○○○○○○理由、本件文書３の２の調査結果、本件文書４のその他と書き出しの文書の調査結果欄 7 行目から 10 行目、その他捜査対象者の氏名の記載がある部分には、氏名、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○やその動静が記載されている。

これらは個人に関する情報であり、新聞報道などの他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであることから、条例第６条第１号前段に該当するものと認められる。

ウ　犯罪捜査に関する情報について

(ｱ) 捜査担当者の氏名について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書２の１、本件文書３の１の聴取相手および本件文書４の捜査担当者一覧表には、特定事件の捜査担当者の氏名等が記載されている。

実施機関は、当時の捜査に従事した一部の警察職員の氏名について、インターネットや SNS 上で当該警察職員の氏名や公表当時の所属および役職等を名指しした上、誹謗中傷する書き込み等が現在も散見され、その中には家族に言及しているものも存在すると主張しているところ、確かに、その氏名が公開されると、事件の捜査等に当たった警察職員やその家族が攻撃の対象とされ、あるいは警察活動の妨害を企図して様々な懐柔、干渉行為を加えられるなどのおそれがあることが認められる。

したがって、捜査担当者の氏名等の記載部分については、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第６条第３号に該当するものと認められる。

(ｲ) 捜査体制表、捜査時系列について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書３の○○○○○○○捜査体制表および捜査時系列には、当該事件の捜査体制、捜査手法、捜査内容や状況が記載されている。これらの情報について、公にすることにより、今後の事件捜査において、事件捜査手法、捜査の対象者の範囲等が明らかになることで犯罪を企図する者等が対抗措置を講じ、捜査活動が妨害されるとともに、事情聴取した参考人等が明らかになることで参考人等からの協力が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第６条第３号に該当するものと認められる。

エ　争訟に係る事務について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書２の３その他には、事実調査に関して当時の事件担当者から聴取した事項を調査担当者が判断、評価した内容および事件送致に係る関係機関との協議の内容が記載されている。実施機関は、この内容を公にすることにより、同種の調査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあることや実質的な協議を行えなくなること、また、弁明書提出以後の事情として、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○としての地位を不当に害するおそれがあることを主張している。

この点につき、当審議会が記載内容を見分したところ、本件非公開部分を公にすれ

ば、○○○としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、本件非公開部分は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例第６条第６号イに該当するものと認められる。

オ　○○○○○について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書１の○○○○○○○○本件文書３の○○○○○○は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を取りまとめた情報が表として記載されている。

これらの表について、実施機関は、特定の個人が識別される情報が含まれること、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、担当者の評価に係る情報および関係者から聴取した情報であるため、公にすることにより、今後の事案において正確な事実の把握を困難にするおそれがあり業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることおよび○○○としての地位を不当に害するおそれがあることを主張している。

この点について判断すると、これらの表の３行目以下の内容については、捜査対象者の○○○○○が記載されており、イにおける判断と同様に、条例第６条第１号に該当するものと認められる。

しかしながら、これらの表の記載のうち、本答申別表１の番号１および２に掲げる部分については、表の各列の見出しにすぎず、条例第６条第１号に該当する情報は含まれていない。また、当審議会が記載内容を見分した限りにおいて、当該見出しの情報には、実施機関が主張するような事態を引き起こすおそれがある情報が含まれていることは想定しがたいものと認められる。したがって、この非公開部分を公にすることにより将来の捜査に支障を生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、○○○○○○○○○○○○○○○としての地位を不当に害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は公開することが妥当であると認められる。

カ　事実対比表について

本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書４、本件文書５および本件文書６の事実対比表には、事実調査に関して、調査対象者○○○○○、調査結果およびその評価の内容が表として記載されている。

これらの表について、実施機関は、特定の個人が識別される情報が含まれること、当時対象者に対してどのような捜査を行っていたかという捜査内容に係る情報やどのように捜査したのかという手法に係る情報であり、公にすることにより、犯罪を企図

する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨害されるおそれがあること、調査対象者○○○○○、調査結果、評価等に関する情報であり、公にすることにより、今後同種の調査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあることおよび○○○○○○○○○としての地位を不当に害するおそれがあることを主張している。

当審議会が記載内容を見分したところ、これらの表には○○○○○○○○○○○○動静に関する情報が含まれており、当該情報は、イにおける判断と同様に、条例第６条第１号前段に該当するものと認められる。

しかしながら、これらの表の記載のうち、本答申別表１の番号３ないし８に掲げる部分については、当審議会が記載内容を見分した限りにおいて、実施機関が主張するような事態を引き起こすおそれがある情報が含まれていることは想定しがたいものと認められる。したがって、この非公開部分を公にすることにより将来の捜査に支障を生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、○○○○○○○○○○○○○○○としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は公開することが妥当であると認められる。

(3) 条例第８条の適用について

審査請求人は、○○○○○○実施機関の捜査手法について条例第８条に基づく裁量的公開を求めているが、上記(2)のとおり、非公開が妥当であると判断した部分は、条例第６条各号の非公開情報に該当するものであり、これを公開することに、これを公開しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められなかった。

したがって、条例第８条による裁量的公開を行わなかった処分庁の判断に裁量の逸脱または濫用があるとは認められない。

(4) 条例第 32 条の規定による適用除外について

条例第 32 条は、刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類および押収物について、この条例の規定を適用しない旨規定している。訴訟に関する書類とは、被疑事件または被告事件に関し作成された書類をいうところ、本件対象公文書の非公開部分のうち、本件文書３の別添資料の一部は、○○○○○○であることが認められることから、訴訟に関する書類であるといえる。

したがって、当該資料の一部は条例第 32 条の規定により適用除外となる書類であると認められる。

(5) 理由付記について

審査請求人は、条例第 32 条の規定により適用除外とされた本件文書３の別添資料の一部について、適用除外とした理由の記載内容が不十分であり行政手続法に違反すると主張している。しかしながら、実施機関は本件処分において、当該条例の根拠規定を示したうえで、理由として適用除外に該当する旨を記載しているところ、根拠規定として示された条例第 32 条は、刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類および押収物については

この条例を適用しないとする規定であることからすれば、本件適用除外となった部分が訴訟に関する書類に当たる旨は、これらの記載により公開請求者において了知し得るというべきである。そうであれば、当該理由付記の記載が行政手続法第８条の規定に反して不十分であったとまではいえない。

したがって、この点についての審査請求人の主張は採用することができない。

３　結論

以上のことから、「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

第６　審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年　月　日	審　査　の　内　容
令和２年 10 月 15 日	・実施機関から諮問を受けた。
令和２年 11 月２日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和３年５月 10 日 （第 17 回第二分科会）	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和３年６月 28 日 （第 18 回第二分科会）	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和３年９月９日 （第 19 回第二分科会）	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
令和３年 10 月４日 （第 20 回第二分科会）	・事案の審議を行った。
令和３年 11 月１日 （第 21 回第二分科会）	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会

別表１

注　頁は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁を示す。

番号	頁	文書の名称・内容等	公開すべき部分
1	3から10	警察庁への報告について(〇〇〇〇〇〇〇〇)(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)の〇〇〇〇〇	・表の上から１行目および２行目の非公開とした全部分
2	21から27	〇〇年〇月〇日付報告書の〇〇〇〇〇	・表の上から１行目および２行目の非公開とした全部分
3	31	警察庁刑事企画課への報告について(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)の事実対比表	・表の上の１行目の非公開とした全部分 ・表の上から１行目の非公開とした全部分 ・表の左から１列目および２列目の非公開とした全部分
4	32	警察庁刑事企画課への報告について(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)の事実対比表	・表の上の１行目の非公開とした全部分 ・表の上から１行目の非公開とした全部分 ・表の左から１列目および２列目の非公開とした全部分
5	33から35	警察庁刑事企画課への報告について(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)の事実対比表	・表の左から１列目および２列目の非公開とした全部分
6	37	事実対比表(〇〇〇〇〇〇〇に関係するもの)	・表の上から１行目の非公開とした全部分 ・表の左から１列目の非公開とした全部分
7	38から39	事実対比表(〇〇〇〇〇〇〇に関係するもの)	・表の左から１列目の非公開とした全部分
8	40から41	事実対比表・〇〇〇〇〇〇〇に関係するもの)の事実対比表	・表の左から１列目の非公開とした全部分

別表２

１　請求のあった公文書の名称または内容

〈特定した公文書〉

(1) 警察庁への報告について(〇〇〇〇〇〇〇〇〇)(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)

(2) 〇〇年〇月〇日付報告書

(3) 〇〇年〇月〇日付報告書

(4) 警察庁刑事企画課への報告について(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)

(5) 事実対比表(〇〇〇〇〇〇〇に関係するもの)

(6) 事実対比表・〇〇〇〇〇〇〇に関係するもの)

２　公文書の公開をしない部分および理由

(1) 警察庁への報告について(〇〇〇〇〇〇〇〇〇)(決裁日〇〇年〇月〇日のもの)

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理　由
回議書の「担当」欄の内線電話番号	条例第６条第６号	警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話として職員に割り当てられた警察電話番号であり、公にすることにより、警察に対して反発や反感を抱いている者による一般回線からの接続による業務の妨害、それによる業務の停滞に繋がる等、警察電話による正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報であるため
回議書の決裁枠の「課員」欄の印影	条例第６条第１号	特定の個人を識別することができる情報であるため（滋賀県警察では警部補又は同相当職以下の職員の氏名は、慣行として公にしていないため）
〇〇年〇月〇日付報告書の	条例第６条第１号	特定の個人を識別するこ

「１　○○○○○○○○○○」の記載内容の一部および「２　○○○○○○○種別」の記載内容	条例第６条第３号	とができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため ○○○○○○、その内容を区分整理したもので、犯罪捜査に関する手法や証拠の価値判断に係る情報であり、公にすることにより、今後の事件捜査において関係者からの供述が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
○○年○月○日付報告書の「３　確認結果」の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 犯罪捜査に関する手法や証拠の価値判断に係る情報であり、公にすることにより、今後の事件捜査において関係者からの供述が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 事実調査に関する担当者の評価等に係る情報であり、公にすることにより、担当者等が具体的な評価等の記載を控えるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な

		遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
○○○○○の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 関係者の供述内容や犯罪捜査に関する判断や手法、証拠の価値の判断に係る情報であり、公にすることにより、今後の事件捜査において関係者からの供述が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 事実調査に関して、担当者の評価に係る情報、関係者から聴取した情報であり、公にすることにより、担当者等が具体的な評価等の記載を控えるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

(2) ○○年○月○日付報告書

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理　由
「１　聴取相手」の記載内容	条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定事件の捜査担当者の氏名等であり、公にすることにより、職員又は家族に危害が及ぶおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが

		あるため 　聴取相手、聴取内容等が公にされることにより、今後、公表が前提となり、供述を躊躇するなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
「２　○○○○○○理由」の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 　関係者の動向、犯罪捜査に関する事件性の判断、証拠価値の判断などに係る情報であり、公にすることにより、関係者の協力が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがある情報であるため 　事実調査に関して、関係者から聴取した内容であり、公にすることにより、関係者が事実の説明等を躊躇するなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
「３　その他」の記載内容	条例第６条第６号	関係機関との協議における担当者の評価等に係る情報であり、公にすることにより、担当者等が具体的な記載を躊躇するなど、正確

		な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

(3) ○○年○月○日付報告書

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理　由
「1　聴取相手」の記載内容	条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定事件の捜査担当者の氏名等であり、公にすることにより、職員又は家族に危害が及ぶおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 聴取相手、聴取内容等が公にされることにより、今後、公表が前提となり、供述を躊躇するなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であるため
「2　調査結果」の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 関係者の動向、犯罪捜査に関する事件性の判断、証拠価値の判断などに係る情報であり、公にすることにより、関係者からの供述が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがある情報であるため 事実調査に関して、関係

		者から聴取した内容であり、公にすることにより、関係者が事実の説明等を躊躇するなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
別添資料の一部	条例第 32 条	適用除外とされている情報であるため
○○○○○○○捜査体制表の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 犯罪捜査の体制、手法、参考人等に係る情報であることから、公にすることにより、関係者からの協力が得られなくなり、また、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
○○○○○○○捜査時系列の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 犯罪捜査の体制、手法、内容等に係る情報であることから、公にすることにより、関係者からの協力が得られ

		なくなり、また、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため 　事実調査に関して、関係者から聴取した内容であり、公にすることにより、関係者が事実の説明等を躊躇するなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
○○○○○○記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 　関係者の供述内容や犯罪捜査に関する判断や手法、証拠の価値の判断に係る情報であり、公にすることにより、今後の事件捜査において関係者からの供述が得られなくなるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 　事実調査に関して、担当者の評価に係る情報、関係者から聴取した情報であり、公にすることにより、担

		当者等が具体的な評価等の記載を控えるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

(4)警察庁刑事企画課への報告について（決裁日〇〇年〇月〇日のもの）

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理　由
回議書の「担当」欄の内線電話番号	条例第６条第６号	警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話として職員に割り当てられた警察電話番号であり、公にすることにより、警察に対して反発や反感を抱いている者による一般回線からの接続による業務の妨害、それによる業務の停滞に繋がる等、警察電話による正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報であるため
回議書の決裁枠の「課員」欄および「合議先」欄の印影	条例第６条第１号	特定の個人を識別することができる情報であるため（滋賀県警察では警部補または同相当職以下の職員の氏名を慣行として公にしていないため）
捜査担当者一覧表	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため

		特定事件の捜査担当者の氏名等であり、公にすることにより、職員又は家族に危害が及ぶおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 事実調査に関しての対象者等であり、公にすることにより、今後、関係者が事実の説明等を躊躇するなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
「その他」と書き出しの文書の「調査結果」欄７行目から10行目	条例第６条第１号 条例第６条第３号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 犯罪の捜査に関する手法、技術等に係る情報であることから、公にすることにより、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
事実対比表の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため

		犯罪捜査に関する内容、手法等に係る情報であることから、公にすることにより、今後の事件捜査において関係者からの協力が得られなくなり、また、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため 事実調査に関して、関係者の供述内容、その評価等に関する情報であり、公にすることにより、関係者が事実の説明等を躊躇する、評価・判断内容が明らかになるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

(5) 事実対比表(○○○○○○○に関係するもの)

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理　由
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に係るものの記載内容 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○に係るものの記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 犯罪捜査に関する内容、手法等に係る情報であることから、公にすることにより、今後の事件捜査におい

		て関係者からの協力が得られなくなり、また、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため 事実調査に関して、関係者の供述内容、その評価等に関する情報であり、公にすることにより、関係者が事実の説明等を躊躇する、評価・判断内容が明らかになるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

(6) 事実対比表・○○○○○○○に関係するもの)

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理　由
事実対比表の記載内容	条例第６条第１号 条例第６条第３号 条例第６条第６号	特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため 犯罪捜査に関する内容、手法等に係る情報であることから、公にすることにより、今後の事件捜査において関係者からの協力が得られなくなり、また、犯罪を企図する者等により対抗措置が講じられ、捜査活動が妨

		害されるなど、将来の捜査に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため 　事実調査に関して、関係者の供述内容、その評価等に関する情報であり、公にすることにより、関係者が事実の説明等を躊躇する、評価・判断内容が明らかになるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため